

# 政府の日本語教育に関する法律・方針・施策

## 目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



そこで、定義以下について定めることにより、

**（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。**

## 定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

## 基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

## 国の責務等（第四条―第九条関係）

- |        |              |            |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務  | ・地方公共団体の責務   | ・事業主の責務    |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

## 基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

## 基本的施策（第十二条—第二十六条関係）

## 国内における日本語教育の機会の拡充

- ・ 外国人等である**幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- ・ **外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・ 外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・ **難民**に対する日本語教育
- ・ 地域における日本語教育
- ・ 日本語教育についての国民の理解と関心の増進

## 日本語教育の水準の維持向上等

- ・ 日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上（20条）
- ・ 日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等（21条）
- ・ 教育課程の編成に係る指針の策定等（22条）
- ・ 日本語能力の適切な評価方法の開発（23条）

## 海外における日本語教育の機会の拡充

- ・ **海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・ **在留邦人の子等**に対する日本語教育

## 日本語教育に関する調査研究等

- ・ 日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・ 外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

## 地方公共団体の施策

- ・ 地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

## 日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・ **政府**は、関係行政機関相互の調整を行うため、**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・ **関係行政機関**は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・ 地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

## 検討事項（附則第二条関係）

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

# 【 2 】 日 本 語 教 育 の 推 進 に 関 す る 施 策 を 総 合 的 か つ 効 果 的 に 推 進 す る た め の 基 本 的 な 方 針 【 概 要 】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

## 第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

### 1 日本語教育推進の目的

**共生社会の実現**，諸外国との交流，友好関係の維持・発展に寄与

### 2 国及び地方公共団体の責務

- **国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施，必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。**
- **地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。**

### 3 事業者の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力，外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

### 4 関係省庁・関係機関間の連携強化

## 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

### 1 日本語教育の機会の拡充

#### (1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等，留学生，被用者等，難民に対する日本語教育，地域日本語教育

(日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善，日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用，就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保，留学生の国内就職のための日本語教育等，教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援，地域日本語教育の体制づくり支援，自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等)

#### (2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育，海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育

(日本語教育専門家等の派遣，教材開発・提供，海外の日本語教育機関への支援，海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援，在外教育施設への教師派遣等)

## 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
  - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上  
日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等
  - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等  
**日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計**，人材養成カリキュラム開発・実施等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等  
**日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成**，  
「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及
- 5 日本語能力の評価  
「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，  
「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

## 第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
- 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備  
日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 3 基本方針の見直し  
おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

### 【3】外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）の概要

令和4年6月14日  
外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

※出入国在留管理庁ウェブサイト掲載情報を基に、文化庁において独自に作成したもの。

- 我が国に在留する外国人は令和3年（2021年）末で約276万人、外国人労働者は令和3年10月末で約173万人（過去最高）。
- 受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」も踏まえ策定（218施策）。
- 今後も政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指す。

#### 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備
- 日本語教育の質の向上等

#### 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 外国人の目線に立った情報発信の強化
- 外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化
- 情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進

#### ライフステージ・生活シーンに応じた支援

- 「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等
- 「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等
- 「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等
  - ① 留学生の就職等の支援
  - ② 就労場面における支援
  - ③ 適正な労働環境等の確保
- 「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等
- ライフステージに共通する取組

#### 外国人材の円滑かつ適正な受入れ

- 特定技能外国人のマッチング支援策等
- 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
- 悪質な仲介事業者等の排除
- 海外における日本語教育基盤の充実等

#### 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

- 共生社会の実現に向けた意識醸成
- 外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等
- 共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等
- 外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり
- 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築
  - ①在留管理基盤の強化
  - ②留学生の在籍管理の徹底
  - ③技能実習制度の更なる適正化
  - ④不法滞在者等への対策強化



## 2 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

### 安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人々が安全に安心して暮らすことができる社会

### 多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人々が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

### 個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

## 3 取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

## 4 重点事項に係る主な取組

### ☆1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科】《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科】《3》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身につけるための海外における日本語教育環境の普及【外務】《9》
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科】《11》

### ☆2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務】《17》
- マイナポータル等を活用した情報発信【法務】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務】《20》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組【総務】《23》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務】《27》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務】【文科】《31》《32》

### ☆3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【厚労】《33》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科】《36》
- 公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科】《47》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科】《49》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による職業相談の実施、外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援【厚労】《57》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労】《61》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労】《63》
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務】《66》

### ☆4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務】《67》《68》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科】《71》
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務】《74》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための統計整備【厚労】《75》
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務】《80》
- 出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務】《82》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務】《85》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務】《86》

## 5 推進体制

- 計画期間は令和8年度まで
- 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
- 総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示